

上田市国民保護計画
(平成31年3月)

新旧対照表

頁	変 更 後	変 更 前
P18	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 論 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態 (2) N B C 攻撃の場合の対応 ア 核兵器等 (I) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退避時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総 論 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態 (2) N B C 攻撃の場合の対応 ア 核兵器等 (I) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を講じる必要がある。</p>
P70	<p style="text-align: center;">第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 (略)</p>
P84	<p style="text-align: center;">第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保 (3) 食品衛生確保対策 市は、避難先地域における食中毒等の<u>発生</u>を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保 (3) 食品衛生確保対策 市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。 (略)</p>
P85	<p>2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 <u>災害廃棄物対策室</u>作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省<u>廃棄物対策課</u>作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>
P96	<p style="text-align: center;">用 語 解 説</p> <p>指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、<u>国土地理院</u>、<u>観光庁</u>、気象庁、海上保安庁、環境省、<u>原子力規制委員会</u>、<u>防衛省及び防衛装備庁</u>が指定されている。</p>	<p style="text-align: center;">用 語 解 説</p> <p>指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、<u>国土地理院</u>、気象庁、海上保安庁、環境省が指定されている。</p>